

環境

ごみのない  
きれいなまちをつくらう

「きれいなまち宇都宮」をつくるため、道路や公園などへのごみのポイ捨てやペットのフンの放置はやめましょう。

また、樹木や雑草が繁茂する時期になりましたので、敷地外へのはみ出しによって、近隣に迷惑を掛けないよう、土地の適正な管理をお願いします。

問 廃棄物政策課 ☎ (632) 2928

4月29日(土・祝)は  
ごみが持ち込めません

祝休日と重なる土曜日は、清掃センターの休業日です。4月29日(土・祝)は、市内全清掃センターにごみが持ち込めませんので、ご注意ください。

問 廃棄物施設課 ☎ (632) 2667

1028373  
生産緑地地区の  
事前審査の募集を  
開始します

生産緑地制度とは 市街化区域内の農地(都市農地)において、農地所有者からの申し出により、

4月1日から

市の組織機構の一部が  
変わります 1007528

本市が目指す「スーパースマートシティ」の実現に向け、さまざまな行政課題に速やかに対応できるよう、4月1日から市の組織機構を改めます。

■総合政策部  
▼デジタル政策課(新設) デジタルのさらなる活用に向け、「デジタル政策課」を設置し、市民・事業者・行政などによる地域社会全体のデジタル化を効果的に推進します。

■保健福祉部  
▼保健福祉総務課 地域共生社会の構築に向け、「地域共生推進室」を設置し、地域が抱える複雑化・複合化した問題に包括的に対応するとともに、地域におけるつながりや支え合いの充実を図るなど、重層的支援を推進します。

■子ども部  
▼子ども政策課・子ども支援課(新設) すべての子どもが安心して健やかに成長できる社会の実現に向け、「子ども政策課」を設置し、次世代育成・少子化対策に関する企画立案機能を強化するとともに、「子ども支援課」を設置し、こども家庭センターとして、妊娠・出産期から青年期まで切れ目のない相談支援機能を強化します。

■環境部  
▼環境創造課(新設) 脱炭素社会の構築に向け、「環境創造課」を設置し、企画立案、事業実施、総合調整の機能を強化するとともに、「カーボンニュートラル推進室」を設置し、「脱炭素先行地域」としての、本市におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを効果的に推進します。

■都市整備部  
▼NCC推進課 都心部における拠点の形成やウォーカブルなまちづくりに向け、「都心部まちづくり推進室」を設置し、都心部における官民協働によるまちづくりに係る企画立案、事業実施、総合調整機能を強化しながら、NCC(ネットワーク型コンパクトシティ)の形成を推進します。

問 人事課 ☎ (632) 2087

指定要件を満たす農地を生産緑地地区として都市計画に定め、その後30年間、農地などとして管理することで、都市農地の適正な保全を図る制度です。

■事前審査の募集 生産緑地地区の指定を受ける場合は、JAうつのみや(戸祭元町)で、事前審査の受け付けを行います。

▼申込期限 5月31日。

▼申込方法 JAうつのみやまたは都市計画課(市役所11階)に置いてある申込用紙(市☎からも取り出し可)に必要な事項を書き、必要書類を添えて、直接、JAうつのみやへ。

▼その他 事前審査の結果は6月

住まい

末に郵送します。

問 JAうつのみや ☎ (60) 6556、  
都市計画課 ☎ (632) 2642

1005648  
市営住宅の入居者  
4月の募集

▼受付日時 4月3〜7日、午前9時〜午後6時。

▼受付会場 宇都宮市営住宅管理センター(中央1丁目・東急コミュニケーションティール)。

▼抽選会 4月11日(火)。

▼その他 募集住宅や入居申込資格・方法など、詳しくは、宇都宮市営住宅管理センター、住宅政策

課(市役所9階)、各区・団などに置いてある「入居申込案内」「市営住宅入居者募集」をご覧ください。

問 宇都宮市営住宅管理センター ☎ (678) 8861、住宅政策課 ☎ (632) 2553

1005617  
くみ取り式トイレの  
委託事業者が  
変更になりました

4月以降、新しい事業者がくみ取り式トイレの収集に伺います。

■新しい事業者

▼おおむね宇都宮市東側半分および河内地区(陽南産業が担当していた地区) 河内環境産業 ☎ (673)

9694。

▼おおむね宇都宮市西側半分および上河内地区（宇都宮興産が担当していた地区） 陽南産業 ☎（659）7234。

■その他 詳しくは、市☎をご覧ください。

問ごみ減量課 ☎（632）2423

### きれいな水へ再生する 合併処理浄化槽

▼浄化槽をお使いの人へ 浄化槽は下水道と同じように、微生物の働きで生活排水を浄化します。浄化機能を保つために、保守点検・清掃・水質検査の3つの維持管理を必ず実施してください。

▼合併処理浄化槽の設置に補助制度の活用を 「単独処理浄化槽（トイレのみ処理）」や「くみ取り式トイレ」を使用している場合は、風呂や台所などの生活雑排水が未処理で河川などへ放流されるため、河川などの環境を悪化させてしまいます。補助制度を活用して、合併処理浄化槽に設置替えしましょう。

■その他 工事着工前に補助の申し込みをしてください。補助の受け付けは先着順です。

▼申請方法や対象区域、補助の条件など、詳しくは、市☎をご覧ください。水質管理課 ☎（633）2001へ。

申請方法や対象区域、補助の条件など、詳しくは、市☎をご覧ください。水質管理課 ☎（633）2001へ。

## 空き家の改修工事費用・危険な空き家の解体費用を補助します

☎ 1023258

- 1 空き家再生支援事業補助金  
空き家を地域活性化に役立つように活用するための改修工事費用を助成しています。  
▼補助対象物件 市内にある空き家。  
▼補助対象者 空き家の所有者と賃貸借契約などを締結し、改修した空き家を10年以上管理、運営できる法人や個人など。  
▼補助額 改修工事に要した額の3分の2（最大300万円）。  
▼申請期限 6月30日。
  - 2 老朽危険空き家除却費補助金  
周辺住民の良好な生活環境の保全を図るため、危険な状態にある空き家の解体費用を助成しています。  
▼補助対象物件 昭和56年5月以前に建てられたもので、本市が危険な状態であると判定したものなど。  
▼補助対象者 空き家の所有者で世帯の合計所得金額が818万円以下の個人など。  
▼補助額 解体に要した額の3分の2（最大70万円）。  
▼申請期限 5月31日。
- その他 申請方法など、詳しくは、市☎をご覧ください。生活安心課 ☎（632）2266へお問い合わせください。

## 安心・安全

### 特定外来生物の情報を提供してください

クビアカツヤカミキリやヒアリなど、特定外来生物を見つけた場合は情報提供をお願いします。

4月からは市民通報システム「宮ココ」  
URL1 [宮ココはこちらから](#)



での受け付けも開始  
します。ぜひご利用ください。

問環境保全課 ☎（632）2405

### ラジコンヘリコプターで 麦への薬剤散布を実施

品質の良い麦を生産するため、無人ヘリコプターによる薬剤散布を実施します。

▼期間 4月中旬～5月中旬。

▼時間 午前5時～正午。幹線道路・住宅近隣地などは早朝に散布。

▼対象地区 平石・豊郷・清原・城山・姿川・国本・富屋・篠井・上河内・河内地区。

▼注意事項 散布の際は薬剤の飛散防止など、安全の確保に十分配慮しますが、散布中は散布区域に立ち入らないでください。

▼その他 日程は、決定次第、該当地区の各區に掲示する他、市☎

・JAうつのみや☎URL2に掲載します。雨天・強風などで実施できない場合は、翌日に順延します。

問JAうつのみや米麦課 ☎（625）3388、農林生産流通課 ☎（632）2466

## 暮らし

### まちづくり活動応援事業 ポイント交換申請 受け付けを開始します

▼対象 令和4年度の活動で貯めたポイント（最大5000ポイント）。

▼申込期限 9月30日。

▼申込方法 「まちづくり活動応援事業アプリ」またはまちづくり活動応援事業☎URL3の「会員ページ」にある「ポイント交換」から申請。紙の申請書で登録している人は、5月上旬に送付する「ポイント付与通知書兼交換申請書」に必要事項を書き、直接または郵送で、〒320-8540市役所みなでまちづくり課（市役所10階）または直接、各區へ。

▼その他 令和4年度に30ポイント以上貯めた人は、協賛企業提供物品が当たる抽選に参加できます。

問みんなでまちづくり課 ☎（632）2288

暮らし

あなたの意見を市政に  
各種委員を募集します

1 生涯学習センター運営審議委員会

▼任期 6月1日～令和7年5月31日。

▼内容 各回の事業運営について、年2回程度開催する会議に出席し、意見を述べる。

▼対象 市内在住か通勤通学者。ただし、5年以上在任する委員を除く。

▼申込期限 4月14日(必着)。  
ID 1006531

問 生涯学習課 ☎(632) 2677

2 上下水道事業懇話会委員

▼任期 委嘱日～令和7年3月末。  
▼内容 年3回程度開催する会議に出席し、意見を述べる。

▼対象 引き続き1年以上市内に在住する20歳以上で、上下水道を利用している人。

▼申込期限 5月8日(必着)。  
ID 1002574

問 経営企画課 ☎(633) 3230

■定員 各2人程度。

■選考 作文を含む書類審査と面接。

■その他 原則として、市の他の付属機関などの委員や公務員は対象外。申込方法など、詳しくは、市☎をご覧ください。各問い合わせ先へ。

ID 1011848  
市民ボランティア  
活動中の事故を  
補償します

本市では、市民の皆さんがボランティアなど、市民活動中の事故だけがをした場合などに補償する制度を設けています。

▼補償額 左の表の通り。

傷害事故	
死亡補償金	500万円
後遺障害補償金	15～500万円
入院補償金	日額 3,000円
通院補償金	日額 2,000円
賠償責任事故	
身体賠償	1人1億円以内 1事故2億円以内
財物賠償	1事故500万円以内
保管物賠償	1事故300万円以内

▼対象 市内在住か市内で市民活動を行っている人。  
▼対象活動 継続・計画的で営利を目的としない無償の社会貢献活動。

▼申請方法 事前の加入申し込みは不要です。事故日から30日以内

アスベスト除去・ブロック塀撤去などの  
費用を補助します

1 飛散の恐れのある吹き付けアスベストの除去などの費用を補助 ID 1005914

■補助額  
▼除去などの工事 費用の3分の2(最大1棟200万円)。  
■対象工事 含有調査で石綿含有量が0.1%を超えている場合で、飛散の恐れのある吹き付けアスベストの除去・封じ込め・囲い込み工事。

2 ブロック塀などの安全対策費用を補助 ID 1016599

■補助額  
▼一般 費用の2分の1(最大10万円)。  
▼スクールゾーン内 費用の4分の3(最大15万円)。  
▼撤去後の軽量なフェンスなどの再築費(撤去と同時に行うものに限る) 費用の3分の1(最大6万6,000円)。

■対象  
▼立地 道路・公園・公共施設の敷地などに面するもの。  
▼高さ 次のいずれかに当てはまるもの。①道路面から80cmを超える②擁壁などとの合計が80cmを超え、ブロック塀が60cmを超える③石塀の場合は、高さから道路面から80cm以下に改修する工事。

■申し込みの注意事項  
各種補助制度の受け付けは、先着順で予算の範囲内での実施となります。申請者は、市税・県税・国税に滞納がないことなどの条件があります。詳しくは、市☎をご覧ください。建築指導課(市役所11階) ☎(632) 2573へお問い合わせください。

に、電話で、みんなでまちづくり課 ☎(632) 2886へ。

ID 1009505  
4月はAV出演強要・  
「JKビジネス」等  
被害防止月間です

モデル・アイドルのスカウト、高収入アルバイトの応募をきっかけに、その後聞いていない、同意していないのにアダルトビデオの撮影や性的サービスの要求をされるなど、若い女性が性的な被害を受けるトラブルが発生しています。性的被害やトラブルに遭ってし

まったことはあなたの責任ではありません。相談できる窓口があります。ひとりで抱え込まず相談してください。

■相談専用電話番号

▼女性の人権ホットライン ☎0570(070)810

▼女性相談所 ☎(636) 5731

▼警察相談専用電話 ☎(627) 9110 (#9110)

▼とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール) ☎(678) 8200

問 男女共同参画課 ☎(632) 2346



# 安全に！楽しく！自転車に乗ろう

1003496



生活安心課 ☎ (632)2264

## ▼自転車の安全利用の推進

自転車を利用するときは、下記の交通ルール（自転車安全利用五則）を守り、安全に利用しましょう。また、歩行者やドライバーも、自転車の交通ルールを知ることによって交通事故を予防しましょう。

## ▼道路交通法の改正 4月1日から、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化

自転車事故のうち、死亡事故では、頭部損傷によるものが圧倒的に多く、半数以上を占めま

す。ヘルメットを正しく着用することにより、頭部損傷による死者の割合は約4分の1まで低減します。大切な命を守るため、自転車に乗る時は必ずヘルメットを着用しましょう。

なお、県でも「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（下の記事を参照）で、すべての自転車利用者のヘルメット着用を努力義務化しています。また、それに加え、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化しています。

### 自転車安全利用五則

生活安心課 ☎ (632) 2264

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先。
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認。
- ③夜間はライトを点灯。
- ④飲酒運転は禁止。
- ⑤ヘルメットを着用。



### 栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

県暮らし安全安心課 ☎ (623) 2185

自転車の安全で適正な利用の促進のため、「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されています。

- ▼自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化。
- ▼自転車の点検・整備が努力義務化。
- ▼自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化。

## 自転車走行空間を整備しています

1014228



本市では、安全で快適に自転車が利用できるよう、自転車走行空間を整備しています。

道路建設課 ☎ (632) 5322

## ▼自転車専用通行帯

車道のうち、普通自転車の通行専用の部分です。道路交通法に基づき、この道路では、自転車はこの通行帯の上を走らなくてはなりません。

また、他の車両は、道路外に出る、左折する、道路端に寄る場合などを除き、この通行帯を通行することはできません。



▲自転車専用通行帯

## ▼矢羽根型路面表示

矢羽根の形を路面に表示して、自転車の通行位置や通行方向を示したものです。他の車両が当該部分を走行することを禁止したものではありませんが、自転車の安全を確保するために設けていますので、他の車両を運転する人は自転車の通行・走行を妨げないようにしてください。



▲矢羽根型路面表示